

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において準用する第三十九条第一項の規定に基づき農地を利用する権利を設定した裁定について、取消しを行った。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 取消しを行った年月日

令和七年三月二十六日

二 取消しを行った農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（㎡）
三次市小文町一三五番一	田	八〇九
三次市小文町一三七番一	田	一、六四四
三次市小文町一三七番三	雑種地	一六九
三次市小文町一三九番	田	六八七
三次市小文町一四七番一	田	四〇九
三次市小文町一四七番二	田	九二二
三次市小文町一四八番	田	一、〇〇一
三次市小文町一五七番一	雑種地	二二九